

出荷までに注意していただきたいこと

1 牛に医薬品を使用する場合は、必ず使用禁止（休薬）期間を守りましょう
疾病の種類、衰弱状況等によっては、使用禁止（休薬）期間よりも医薬品の排出に時間がかかる場合がありますので、出荷時期を延長させるなどかかりつけの獣医師に相談をしてください。

また、注射器を用いる場合は、注射針の残留に注意し、残留の恐れがある場合は、出荷時にと畜場等に申告してください。

2 牛に医薬品を使用した場合は、必ず使用記録を残すようにしましょう

株式会社大分県畜産公社では、米国向け輸出食肉認定施設となり、月に1回、牛の残留物質等の検査を実施しています。

記録を残すことは、残留物質等が検出された場合、農場の牛が適切に管理されていることの証明になります。



3 出荷時には、病歴および投薬歴をと畜場に申請するようにしましょう

（牛：おおむね3か月、牛以外：おおむね2か月以内）

病歴、投薬歴がある場合は、と畜申請書の病歴、投薬歴の欄に「ある」旨を記入し、獣医師の診断書を添付してください。

なお、起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛は、米国向け輸出食肉認定施設（一般畜処理棟）では、と畜できませんので、病畜として搬入するようお願いします。

大分県食肉衛生検査所 TEL 097-578-1011 FAX 097-578-1012

MAIL a13201@pref.oita.jp

～清潔な獣畜の搬入に、ご協力ください～